

# 令和 7 年度看護師特定行為研修指導者講習会

## 開催要領

### 1. 開催日時

令和 7 年 9 月 28 日（日） 12：30～16：30

受付開始 12：00

※事前にオンデマンド型研修の受講が必要です。

### 2. 開催会場

〒960-1295 福島県福島市光が丘 1 番地

公立大学法人福島県立医科大学 I & H 光が丘薬局館 2 階会議室 1・2

### 3. 定員

30 名

※参加希望者多数の場合は、先着順ではなく県内指定研修機関やその協力施設に所属する方を優先します。

### 4. 対象者

特定行為研修において指導者として携わる予定（可能性のある者を含む）の医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の医療関係者

※指導者については本要領の最後を参考とすること。

### 5. 申込方法

以下の URL 又は二次元コードからお申込みください。

参加申込の際にお送りいただいた個人情報は適切に処理し、本講習会の目的以外には使用いたしません。

お申込みフォーム URL : <https://forms.gle/yCkr4kizC6Yecify8>

<二次元コード>



## 6. 申込期限

令和7年9月8日（月）17：00

※早期に定員を超える申し込みがあった場合、予定より早く締め切ることがあります。

また、期限直前に申し込まれた場合は後述の事前研修の期間が短いため、早めの申し込みを推奨いたします。

## 7. 参加費

3,000 円（税込）（資料代を含みます）

- ・参加が決定された方には案内をお送りしますので、参加費を案内記載の期日までに指定の銀行口座にお振り込み下さい。
- ・振込手数料は参加者自身でご負担願います。また、振込名義は原則参加者本人としてください。勤務先からの支払いで振込名義の変更が難しいような場合には、事前にご相談ください。
- ・参加費振り込み後のキャンセルにつきまして、参加費の返金はいたしませんのでご了承下さい。
- ・開催当日に領収書をお渡しします。原則として再発行は行いませんので紛失等にはお気を付けください。

## 8. 実施内容

### （1）オンデマンド型事前研修

- ① 特定行為に係る看護師の研修制度の概要と最近の話題
- ② 手順書の作成過程とその活用
- ③ 特定行為研修の研修方法実習における評価（能力評価）
- ④ フィードバックの技法
- ⑤ 特定行為研修を修了した看護師の役割

### （2）集合研修

- ① 特定行為研修を修了した看護師の役割
- ② 特定行為研修修了後の具体的運用について
- ③ 特定行為研修をうまく進めていくための課題と対応
- ④ まとめ

## 9. 事前研修について

- ・受講可能期間は9月1日（月）から9月23日（火・祝）までです。  
期間内に事前学習の視聴を終えていない場合は、当日の研修を受講することができませんのでご注意ください。
- ・事前研修に必要なパソコンや通信環境等は、参加者自身でご用意ください。

- ・動画教材のすべての著作権は、主催者・作成者に帰属します。録画や撮影、資料の２次利用、ＳＮＳ等への投稿は固くお断りします。

#### 10. 修了証書

本講習を修了した参加者に対して「修了証書」を交付いたします。

#### 11. お問い合わせ

福島県立医科大学 看護師特定行為研修センター

〒960-1295 福島県福島市光が丘１番地

TEL：024-547-1671（直通）

e-mail：tokutei@fmu.ac.jp

○ 指導者は、原則として、指導時間を十分に確保していること。また、指導者は、共通科目の各科目及び区分別科目ごとに適切な職種、人数が確保されていること。

○ 指導者は、特定行為研修を受けている看護師に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有しているものでなければならないこと。具体的には以下のとおりとすること。

- ・ 共通科目の各科目の指導者の中には、その研修の内容の特性に鑑み、少なくとも医師を含むこととし、その他の指導者も、医師、歯科医師、薬剤師又は看護師であること。
- ・ 区分別科目の指導者には、その研修の内容の特性に鑑み、少なくとも医師を含むこととし、その他の指導者も、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療関係者であること。
- ・ 区分別科目の医師又は歯科医師の指導者は、臨床研修指導医又は臨床研修指導歯科医と同等以上の経験※<sup>1</sup>を有すること。

※ 1：7年以上の臨床経験を有し、かつ医学教育・医師臨床研修における指導経験を有する者などが想定される。

- ・ 看護師の指導者は、特定行為研修を修了した者又はこれに準ずる者※<sup>2</sup>であること。

※ 2：下記に挙げる者が想定される。

- ・ 平成22年度及び平成23年度特定看護師（仮称）養成調査試行事業における研修を修了した看護師
- ・ 平成24年度看護師特定能力養成調査試行事業における研修を修了した看護師
- ・ 専門看護師及び認定看護師
- ・ 大学等での教授経験を有する看護師 など

・ 指導者は、特定行為研修に必要な指導方法等に関する講習会を受講していることが望ましいこと。